



目 次

告 示	ペー
○大規模小売店舗に関する変更の届出（経営支援課）	1
○地域登録検査機関の登録事項の変更の届出（2件）（環境農業推進課）	1
◎告示（指定構造計算適合性判定機関への構造計算適合性判定の業務の委任の一部改正）（建築指導課）	1
高知県公安委員会告示	
○告示（運転免許取得者教育の認定）の一部改正	1
○告示（指定講習機関の指定）の一部改正	1
入札公告	
○一般競争入札（国道493号（北川道路）道路改築（和田トンネル）工事）の公告（土木政策課）	1

告 示

高知県告示第657号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成30年8月17日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

- 届出者の名称
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社
代表取締役 神代 顕彰
- 届出者の住所
東京都港区芝浦一丁目2番3号
- 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス神田店

高知市神田1311-1ほか

(4) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 田中 敬士
(変更後) 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 代表取締役 神代 顕彰

(5) 変更年月日

平成30年4月1日

(6) 変更理由

設置者の代表者変更のため

2 届出年月日

平成30年7月25日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課

4 意見書に記載すべき事項

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- 意見の内容

高知県告示第658号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があったので、同条第9項の規定により告示する。

平成30年8月17日

高知県知事 尾崎 正直

1 地域登録検査機関の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

安芸市幸町1番16号 土佐あき農業協同組合 代表理事組合長 長野 隆

2 変更した登録事項

農産物検査を行う農産物検査員の住所及び氏名並びに当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類
(変更前) 安芸市本町一丁目2-7 コーポきよおか301 有澤 毅(玄米)
(変更後) 安芸市本町一丁目2-7 コーポきよおか301号 有澤 毅(玄米)
(届出年月日) 平成30年7月30日

高知県告示第659号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があったので、同条第9項の規定により告示する。

平成30年8月17日

高知県知事 尾崎 正直

1 地域登録検査機関の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

須崎市多ノ郷甲3751番地11 土佐くろしお農業協同組合 代表理事組合長 森光 幹男

2 変更した登録事項

農産物検査を行う農産物検査員の住所及び氏名並びに当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類
(変更前) 高岡郡中土佐町上ノ加江1816 佐竹 真彦(玄米)
(変更後) 高岡郡中土佐町上ノ加江1816 佐竹 真彦(玄米)
(届出年月日) 平成30年7月23日

高知県告示第660号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更について届出があったので、平成27年7月高知県告示第414号（指定構造計算適合性判定機関への構造計算適合性判定の業務の委任）の一部を次のように改正し、平成30年9月3日から施行する。

平成30年8月17日

高知県知事 尾崎 正直

3(1)中「東京都千代田区神田駿河台二丁目8番」を「東京都千代田区神田駿河台四丁目3番地」に改める。

公 安 委 員 会 告 示

高知県公安委員会告示第17号

平成12年7月高知県公安委員会告示第9号（運転免許取得者教育の認定）の一部を次のように改正する。
平成30年8月17日

高知県公安委員会委員長 西山 彰一

表中「濱田 光俊」を「安岡 壯」に改める。

高知県公安委員会告示第18号

平成29年7月高知県公安委員会告示第12号（指定講習機関の指定）の一部を次のように改正する。
平成30年8月17日

高知県公安委員会委員長 西山 彰一

表中「濱田 光俊」を「安岡 壯」に改める。

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。
平成30年8月17日

高知県知事 尾崎 正直

1 入札に付する事項

(1) 特定役務の名称及び数量

国道493号（北川道路）道路改築（和田トンネル）工事一式

(2) 特定役務の特質等

入札説明書による。

(3) 特定役務の完成期限

平成34年1月31日

(4) 特定役務の施行場所

安芸郡北川村和田

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。ただし、イからエまでについては、当該手続開始の決定がなされた後、知事が別に定める手続に基づく高知県建設工事競争入札参加資格の再認定を受けている者については、この限りでない。

ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項又は第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産手続開始の申立てを行った者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者

ウ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った者

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者

(3) この入札公告の日から開札の日までの間に、高知県建設工事指名停止措置要綱（平成17年8月高知県告示第598号）又は指名回避措置基準要領（平成17年8月25日付け17高建管第223号高知県土木部長通知）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) この入札公告の日から開札の日までの間に、平成30年度に県が発注する建設工事の特定調達契約に係る一般競争入札の参加者の資格等（平成30年3月高知県告示第194号。以下「告示」という。）1の(1)の力に該当し、告示5の規定により入札参加資格の取消しを受けていないこと及び告示1の(1)の力に該当しないこと。

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780-8570

高知市丸ノ内一丁目2番20号

高知県土木部土木政策課

電話番号088-823-9813

ファクシミリ番号088-823-9263

(2) 入札説明書の交付方法

平成30年8月17日（金）午前9時から同年10月15日（月）午後5時までの間に、高知県入札情報システム（<https://ppi.pref.kochi.lg.jp/JuchuWeb/>）又は高知県ホームページ（一般競争入札（公共事業））（http://www.pref.kochi.lg.jp/bunya/shigoto_sangyo/nyusatsu_joho/ippankyosonyusatsu/）でダウンロードにより交付する。

なお、希望する者には、設計図書等を収録したCD-ROMを貸与するので、入札説明書に示した手続により申し込むこと。

(3) 入札及び開札の日時、方法等

ア 入札

(ア) 高知県電子入札システムによる入札

平成30年10月5日（金）から同月15日まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の間の高知県電子入札システムの稼働時間（午前9時から午後8時まで）中に同システムより行うこと。

(イ) 紙入札による入札

持参又は郵便等によるものとし、平成30年10月15日午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。

イ 開札

平成30年10月18日（木）午前9時から(1)の交付場所において高知県電子入札システムにより行う。

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条及び第39条から第41条までの規定による。

(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を平成30年9月14日（金）午後5時までに3の(1)の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

なお、紙入札による参加を希望する場合は、紙入札による参加届出書を平成30年9月14日午後5時までに3の(1)の交付場所に提出しなければならない。

(4) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法等

この入札は、予定価格（事後公表とする。）の制限の範囲内で、有効な入札を行った入札者を対象者として、低入札価格調査制度を適用するとともに、入札前に施工計画等に関する技術提案を受け、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札決定を行う施工体制確認型総合評価方式（技術提案型）により落札者を決定する。ただし、落札者が、開札の日から契約を締結する日までの間に、告示1の(1)の力に該当し、告示5の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示1の(1)の力に該当したときは、当該落札者と契約は締結しないものとする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 契約書作成の要否

要

(8) 資格審査に関する事項

入札説明書による。

(9) 契約の締結

この入札公告に示した工事の請負契約の締結に当たっては、高知県契約条例（昭和39年高知県条例第2号）第2条の規定により高知県議会の議決を要するため、落札者の決定後に仮契約を締結し、当該議決を得た後、県が落札者に対して当該仮契約を本契約とする旨の意思表示をしたときに本契約として確定する。

(10) 関連情報を入手するための照会窓口

3の(1)に同じ。

(11) 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Subject matter of contract: Construction work of the Wada Tunnel
- (2) Deadline for the submission of application forms and relevant documents for qualification: 5:00 P.M. on Friday 14 September 2018
- (3) Date and time for bidding (by electronic bidding) : From Friday 5 October 2018 to Monday 15 October 2018 (9:00 A.M. to 8:00 P.M.; while the system is on)
- (4) Date and time for bidding (by hand or mail) : To arrive by 5:00 P.M. on Monday 15 October 2018
- (5) Contact: Public Works Policy Division, Department of Public Works, Kochi Prefectural Government, 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan
Tel: 088-823-9813 Fax: 088-823-9263
- (6) Others: As in the tender documentation